

「素案」からの変更点の概要<第2期北海道障がい者基本計画【改訂版】(案)>

番号	素案	案	変更の理由
①	<p>第2章 施策の方向と主要施策</p> <p>第1節 地域生活の支援体制の充実</p> <p>II 保健・医療</p> <p>3 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実</p> <p>(1) 精神障がい者施策の充実</p> <p>～ (略) ～</p>	<p>(P 2 2)</p> <p>(1) 精神障がい者施策の充実</p> <p>～ (略) ～</p> <p>○ <u>精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。</u></p>	<p>○ パブリックコメントを踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、項目を追記。</p>
②	<p>第2章 施策の方向と主要施策</p> <p>第2節 自立と社会参加の促進</p> <p>V 社会参加</p> <p>1 社会参加の促進</p> <p>(3) 移動に関する支援の確保</p> <p>○ 障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動に関する支援(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護、移動支援事業)の利用を促進するとともに、障がいのある人の移動手段の必要性や合理的な配慮について、市町村、イベントや住民活動の主催者、交通事業者など広く周知し、<u>移動支援等の確保を促進します。</u></p>	<p>(P 3 3)</p> <p>(3) 移動に関する支援の確保</p> <p>○ 障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動に関する支援(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護、移動支援事業)の利用を促進するとともに、障がいのある人の移動手段の必要性や合理的な配慮について、<u>市町村、イベントや住民活動の主催者、交通事業者などに広く周知し、移動が円滑に行えるよう支援に努めます。</u></p>	<p>○ パブリックコメントを踏まえ、移動支援に係る文言の整理を行い修正。</p>

